

千葉県特別支援教育研究推進会議の公開に関する取扱い

1 目的

この取扱いは、千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第27条の3に定めるところにより、千葉県特別支援教育研究推進会議（以下「研究推進会議」という。）の県民への公開に当たって、千葉県特別支援教育研究推進会議設置要綱第6条の規定により、その公開に関する準拠すべき基本事項を定めるものとする。

2 公開の範囲

(1) 研究推進会議（専門部会を除く）の議事は、公開するものとする。ただし、条例第27条の3の規定により非公開とする場合は、必要な範囲で公開しない。

(2) 研究推進会議の議事において配付する資料は、公表とするものとする。ただし、条例第27条の3の規定により会議を非公開とした場合の非公開部分に相当する資料は公表しない。

また、それ以外においても、個人情報等の非公開とすべき情報が含まれる場合は、その必要な範囲を公表しない。

(3) 研究推進会議の議事の公開は、傍聴による方法とする。

(4) 研究推進会議の議事の資料の公表は、傍聴者への配付及び千葉県教育委員会ホームページへの掲載による方法とする。

(5) 研究推進会議の結果は、会議終了後に会議録として、県教育委員会のホームページに掲載する。

なお、会議の結果を非公開又は部分非公開とするときは、その根拠も併せて掲載する。

3 公開の方法

2（3）で定める会議の傍聴の運用については、別に傍聴要領を定める。

4 公開の周知

(1) 会議の開催日の県民への周知については、その開催日の1週間前までに（緊急に会議を開催する場合にあっては、会議開催の決定をした後直ちに）、千葉県教育委員会ホームページへの掲載又はその他の方法により行う。

(2) 前項の周知の内容は、開催日時、会議の名称、議題、開催場所、傍聴等の定員及び手続き並びに問い合わせ先とする。

5 補則

この取扱いに定めるもののほか、研究推進会議の議事の公開に関して必要な事項は、教育振興部特別支援教育課長が別に定める。

附 則

この取扱いは、平成25年4月1日から適用する。

附則

この取扱いは、平成26年4月1日から適用する。